

子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められる事業

子ども・子育て支援法に基づき、本計画に具体的な実施計画を記載する事業は以下のとおりです。

図表 24 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項に該当する事業



(1) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援新制度の対象となり一定の基準に従って運営される幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育、家庭的保育等を利用するための給付制度です。保護者に対する直接の現金給付ではなく、対象となる施設等が保護者に代わり給付を受領し、保護者に教育・保育を提供する仕組みです。

子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。本計画では、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となる提供事業を「幼児期の教育・保育」と呼びます。

① 施設型給付

「施設型給付」は、新制度の対象として市町村の確認を受けた「幼稚園」「認定こども園」「保育所」の施設で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。

図表 25 施設型給付の対象施設

施設名	概要
幼稚園	3～5歳の保育が必要ない子どもを対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は1日4時間。
認定こども園	0～5歳の保育が必要な子どもと保育が必要でない子どもの両方を対象とする。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。定員20人以上の施設で、利用時間は1日4時間、8時間、11時間に分かれる。
保育所	0～5歳の保護者が仕事などのため保育が必要な子どもを対象とする。定員20人以上の施設で、利用時間は1日8時間と11時間に分かれる。

② 地域型保育給付

「地域型保育給付」は、新制度の対象として市町村の確認を受けた「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つの地域型保育事業で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。地域型保育事業は、主に0～2歳の保育が必要な子どもを対象とし、少人数で保育する事業です。利用時間は1日8時間と11時間に分かります。

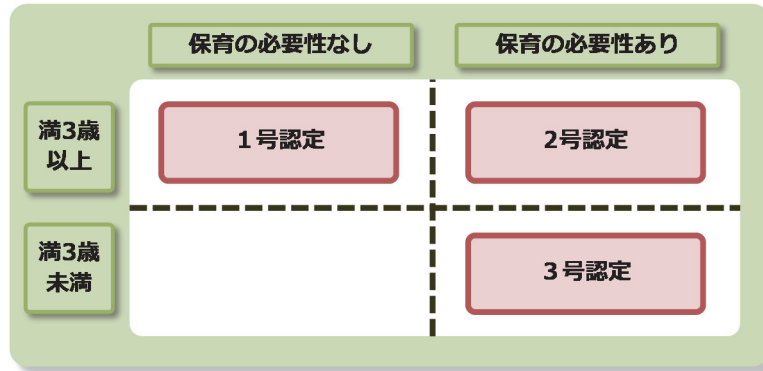
図表 26 地域型保育給付の対象事業

事業名	概要
小規模保育事業	定員6～19人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業。
家庭的保育事業	定員5人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業。
居宅訪問型保育事業	特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応し、子どもの居宅等で保育を1対1で提供する事業。
事業所内保育事業	病院や企業が、主に従業員の子どもの預かるために運営する施設で、その地域において保育が必要な子どもを併せて預かり、保育を提供する事業。

③ 幼児期の教育・保育の認定区分

新制度の対象となる「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の3区分となります。

図表 27 認定区分



図表 28 認定区分別の対象者と対象施設・事業

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
3号認定	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業



(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条各号に該当する以下の 13 事業を指します。

図表 29 地域子ども・子育て支援事業

	法定 13 事業名	事業の概要	実施状況
1	利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援に関する情報提供や、保育所等の利用申し込み等に関する利用相談を行う事業です。	新規事業
2	地域子育て支援拠点事業	本市事業名は、つどいの広場事業、子育て支援センター運営事業です。公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。	実施
3	一時預かり事業	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、主に昼間に子どもを保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。	実施
4	乳児家庭全戸訪問事業	本市事業名は、妊産婦・新生児等訪問事業です。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。	実施
5	養育支援訪問事業 その他要保護児童等の支援に資する事業 ⁸	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、臨床心理士、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。また、要保護児童地域対策協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに支援等の内容に関する協議を行っています。	実施
6	子育て援助活動支援事業	本市事業名は、ファミリーサポートセンター事業です。育児の援助をしたい方（支援会員）、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）、支援会員と依頼会員の両方に登録した方（両方会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。	実施
7	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により子どもの養育が困難になった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設で養育、保護を行います。	未実施
8	時間外保育事業	本市事業名は、延長保育事業です。保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。	実施
9	病児保育事業	病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。	実施
10	放課後児童健全育成事業	本市事業名は放課後児童クラブ事業です。保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して遊びや生活の場を提供し健全な育成を図る事業です。	実施
11	妊婦健康診査	妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠出産に資するために適切な健診を行う事業です。	実施
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加に係る実費負担の全部又は一部を助成する事業です。	新規事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。	新規事業

⁸ 養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業：正式名称は、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援事業計画に「教育・保育を提供する区域」を定め、区域ごとに「量の見込み（目標事業量）」と「提供体制の確保の内容とその実施時期」（事業の実施計画 以下、確保方策という）を記載するよう定めています。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援事業の確保方策を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況などを総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めま

す。
本市は、市街地開発の歴史、人口の推移や年齢構成等の特徴から「北部」「中部」「南部」の3つの地域で地域特性が異なっています。幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的、継続的に利用する事業は「北部」「中部」「南部」3区域として設定しました。また、利用頻度がそれほど高くないか、市全体として事業運営を行うことが効果的である事業を1区域として設定しました。放課後児童クラブ事業は、利用対象者が基本的に小学校単位であるため19の市立小学校区域としました。

図表 30 事業別の教育・保育提供区域と設定の考え方

区域数	区域の定義	区域設定の考え方	対象となる本市事業
1区域	大和市全域	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の事業の利用が一時的か、利用頻度が低い事業 ● 市全域を対象として事業運営を行うことが効果的である事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● 妊産婦・新生児等訪問事業 ● 養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業 ● ファミリーサポートセンター事業 ● 子育て短期支援事業 ● 病児保育事業 ● 妊婦健康診査 ● 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ● 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
3区域	北部、中部、南部の3区域 (32頁参照)	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の教育・保育など、市民が日常的に利用する事業 ● 幼児期の教育・保育と密接に関連する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期の教育・保育（幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業） ● 一時預かり事業 ● 延長保育事業
19区域	小学校区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の利用対象が、基本的に小学校単位である事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブ事業

本市の地域特性

本市は、都心から40km圏内の神奈川県ほぼ中央に位置する人口約23万人の都市です。市域は南北に細長く、丘陵起伏がほとんどありません。

面積は約27km²で、3つの鉄道が東西南北に走り、東京駅へは1時間、横浜駅へは20分で行くことができる位置にあり、徒歩15分程度で市内に8つある最寄の駅に到達可能となっています。また、道路網も国道16号、246号及び467号のほか県道4路線が縦横に走り、東名高速道路横浜町田インターチェンジにも近いなど、交通の利便性に恵まれています。

本市は、市街地が形成されてきた歴史などから大きく北部、中部、南部の「3つのまち」に分けられます。市街地が形成された時期等が異なることから、人口の推移や年齢構成等、各地域にそれぞれの特徴があります。

北部は、1920年代（大正末期）～30年代（昭和初期）に行われた林間都市開発⁹と1960年代～70年代（昭和40年代）に行われた田園都市開発¹⁰により生まれた緑豊かな住宅地や、古くからの集落などにより、良好な住環境を保っています。

中部は、1930年代～50年代（昭和10年代～30年代）にかけて軍都計画¹¹に基づいて市街地整備が進められ、大和駅を中心にさまざまな都市機能が集まって発展してきました。

南部は、1970年代（昭和40年代）から行われた土地区画整理事業¹²により生まれた住宅地と昔ながらのまち並みが共存する地域で、歴史を感じさせる神社やお寺が多く、河川沿いには自然豊かな田園風景を残しています。



⁹ 林間都市開発：小田急電鉄が計画し、江ノ島線の開通とあわせ分譲を開始した住宅都市建設計画です。現在の東林間（相模原市）、中央林間、南林間にかけて広い範囲で開発が行われました。

¹⁰ 田園都市開発：東京急行電鉄が、ロンドンの田園都市構想にならって川崎市、横浜市、町田市、大和市の4市にかけて行った大規模な都市開発事業です。大和市ではつきみ野（1960年代）、中央林間（1970年代）において行われました。

¹¹ 軍都計画：第二次世界大戦前、軍需産業の高まりを受けて国が始めた軍都建設計画です。大和市では昭和18年から、神奈川県が土地区画整理事業として行い、昭和36年に終了しました。

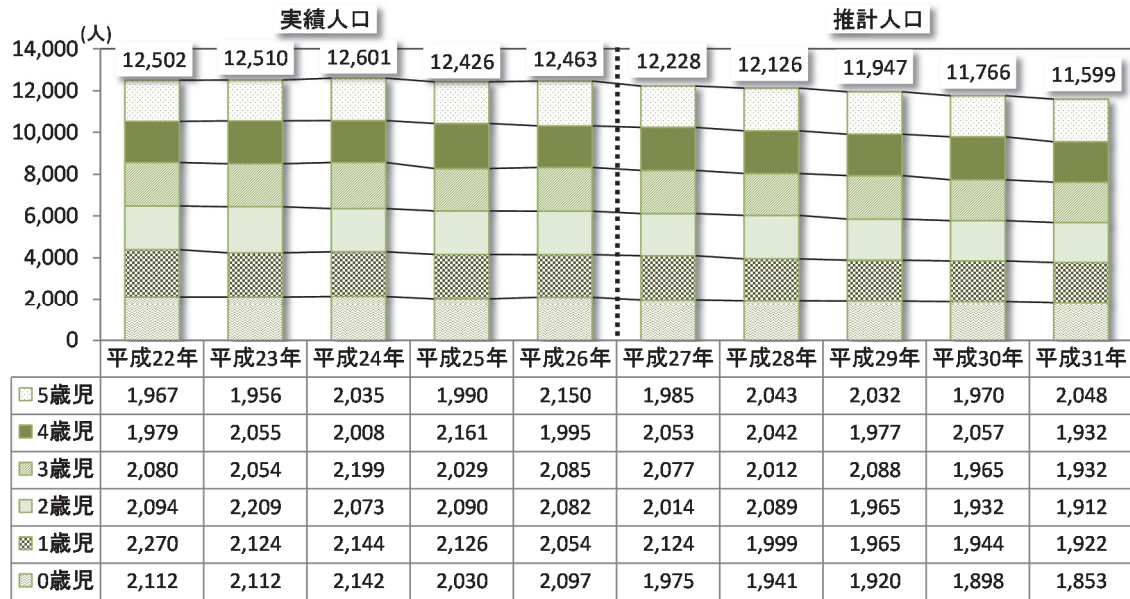
¹² 土地区画整理事業：道路や公園などの公共施設の整備、改善をしながら土地の区画を整え、土地の利用増進を図る事業で、新たな街並みの形成や既成市街地の再整備などを行うために用いられるまちづくり手法の一つです。

3 量の見込み（目標事業量）の算定に用いる児童人口推計

量の見込みの算定に用いる児童人口は、住民基本台帳データに基づき将来推計を行いました。教育・保育提供区域の定義にあわせて、1区域と3区域の事業では0～5歳の児童人口推計、放課後児童クラブ事業は小学校区域別の6～11歳の児童人口推計を用いています。

(1) 市全域の児童人口推計

図表 31 0歳から5歳人口の推移(全市)

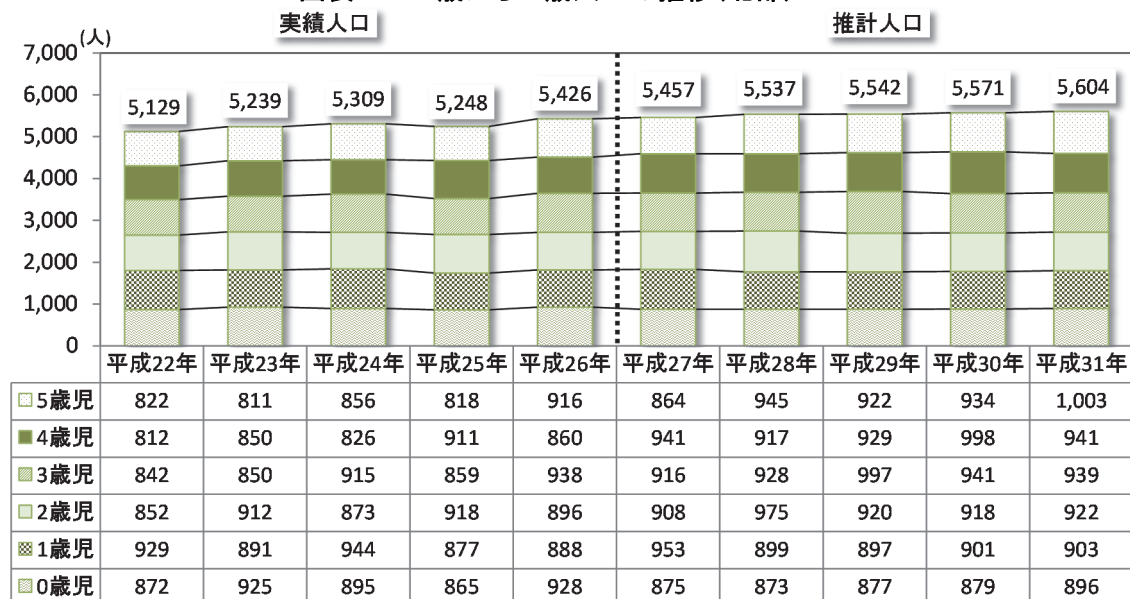


資料:住民基本台帳及び外国人登録データに基づき作成、推計(各年4月1日現在)

(2) 3区域別の児童人口推計

① 北部

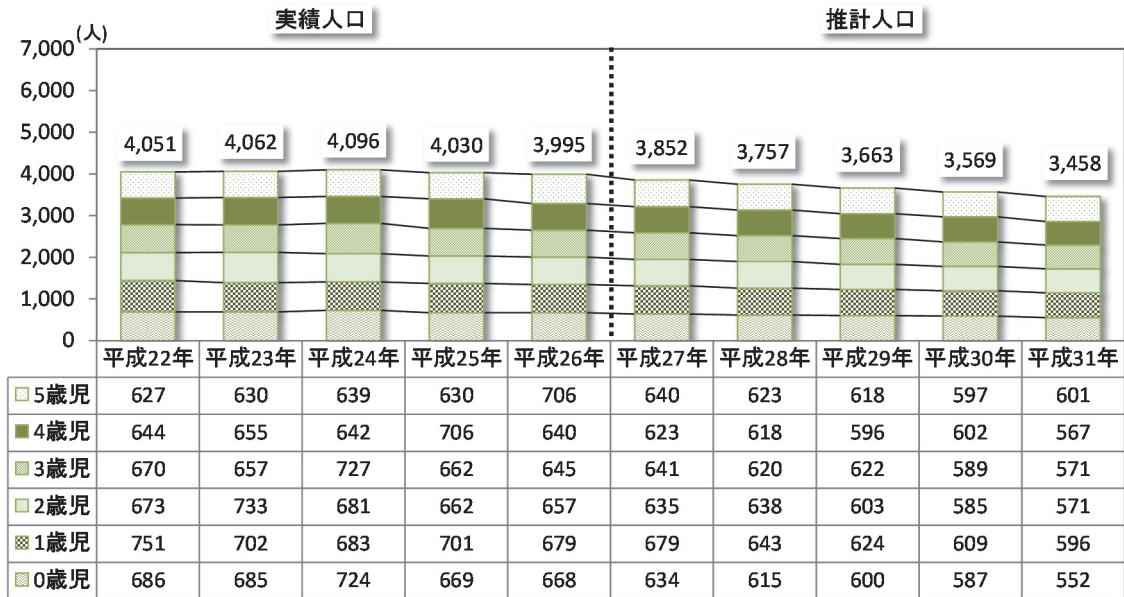
図表 32 0歳から5歳人口の推移(北部)



資料:住民基本台帳及び外国人登録データに基づき作成、推計(各年4月1日現在)

② 中部

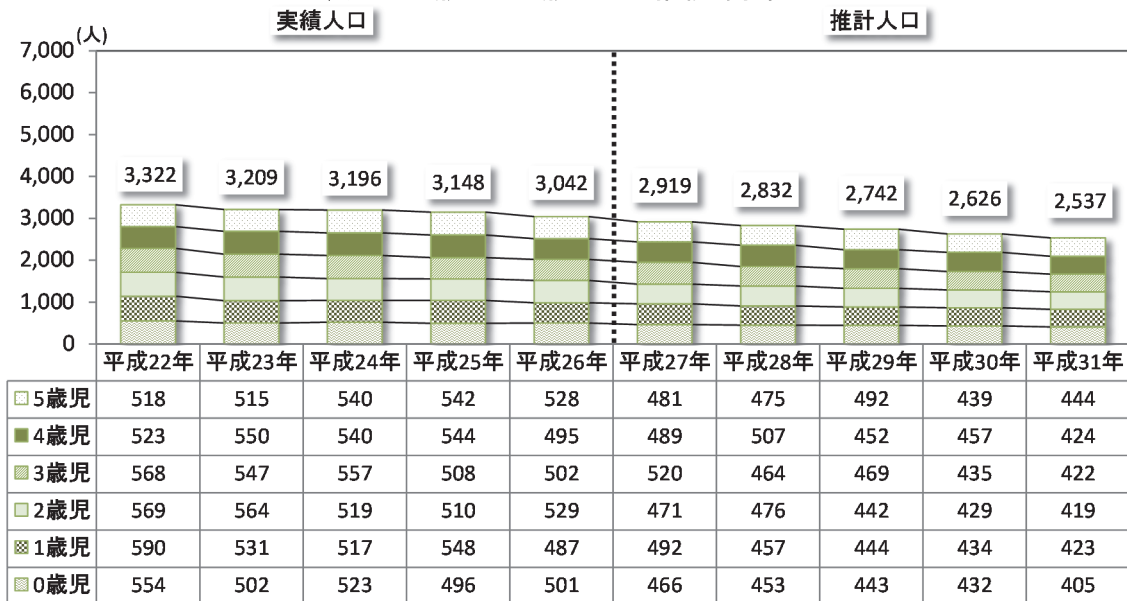
図表 33 0歳から5歳人口の推移(中部)



資料:住民基本台帳及び外国人登録データに基づき作成、推計(各年4月1日現在)

③ 南部

図表 34 0歳から5歳人口の推移(南部)



資料:住民基本台帳及び外国人登録データに基づき作成、推計(各年4月1日現在)

(3) 19区域（小学校区域）別児童人口推計

（単位：人）

小学校名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
北大和小学校	1,141	1,126	1,121	1,179	1,184
林間小学校	937	966	1,004	1,020	1,018
大和小学校	1,073	1,090	1,086	1,091	1,082
草柳小学校	526	502	487	460	452
深見小学校	467	476	487	502	517
桜丘小学校	401	400	414	410	431
渋谷小学校	562	582	597	636	638
西鶴間小学校	679	673	685	704	713
緑野小学校	761	768	828	838	850
上和田小学校	326	315	316	310	286
柳橋小学校	511	502	518	521	531
南林間小学校	627	619	631	623	626
福田小学校	713	689	673	664	625
大野原小学校	689	683	679	674	667
下福田小学校	491	488	479	486	465
大和東小学校	465	503	530	548	556
文ヶ岡小学校	411	437	471	497	500
中央林間小学校	619	642	657	649	663
引地台小学校	368	388	381	379	381
合計	11,767	11,849	12,044	12,191	12,185

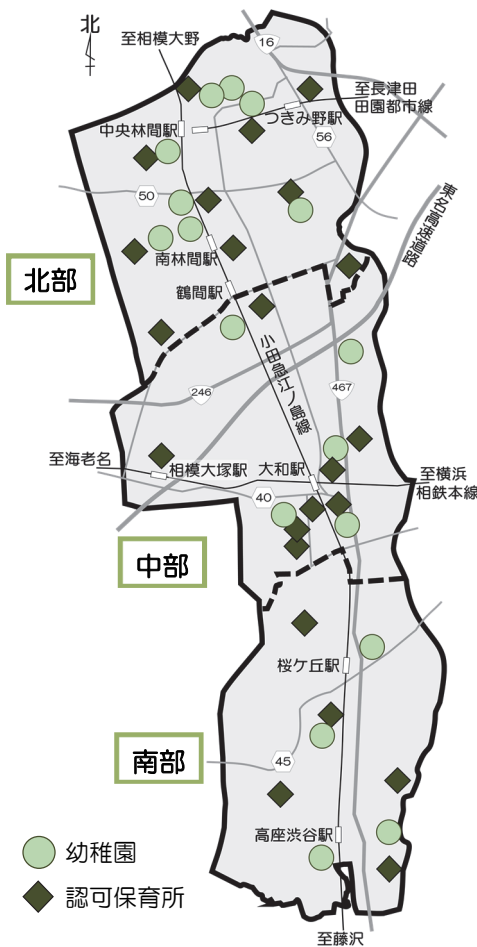
資料：住民基本台帳及び外国人登録データに基づき作成、推計（各年4月1日現在）

4 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の現在の利用状況

本市の幼稚園と、認可保育所の3区域別の設置状況、平成26年の利用者数、認可保育所の待機児童数は以下のとおりです。なお、平成26年4月時点で、本市に認定こども園は設置されていません。

図表 35 幼稚園、認可保育所の設置状況



市域には、平成26年4月時点で幼稚園が17園、認可保育所が23園設置されています。幼稚園の利用者数は4,091人、認可保育所の利用者は2,094人で、3歳以上が1,206人、3歳未満が888人となっています。3歳未満の保育利用率（対象年齢の児童人口全体に対する利用者の比率）は14.2%です。

北部には、平成26年4月時点で幼稚園が8園、認可保育所が10園設置されています。幼稚園の利用者数は1,804人、認可保育所の利用者は892人となっています。

中部には、平成26年4月時点で幼稚園が5園、認可保育所が8園設置されています。幼稚園の利用者数は1,298人、認可保育所の利用者は674人となっています。

南部には、平成26年4月時点で幼稚園が4園、認可保育所が5園設置されています。幼稚園の利用者数は989人、認可保育所の利用者は528人となっています。

図表 36 幼稚園、認可保育所の利用状況

区域	児童人口(人)		利用者数(人)			利用率(%)		
	3-5歳	0-2歳	幼稚園	保育 3-5歳	保育 0-2歳	幼稚園	保育 3-5歳	保育 0-2歳
全市	6,230	6,233	4,091	1,206	888	65.7%	19.4%	14.2%
北部	2,714	2,712	1,804	511	381	66.5%	18.8%	14.0%
中部	1,991	2,004	1,298	380	294	65.2%	19.1%	14.7%
南部	1,525	1,517	989	315	213	64.9%	20.7%	14.0%

※1 児童人口と保育所利用者数は平成26年4月現在、幼稚園利用者数は就園奨励費補助の申請実績（平成26年7月末提出期限）を基に、居住する区域別に集計を行ったもの

※2 保育の利用者数は認可保育所の利用者数を指す

図表 37 待機児童数の内訳

保育所 所在地	子どもの年齢		合計
	0~2歳	3~5歳	
北部	69	12	81
中部	11	2	13
南部	22	2	24
市外	9	1	10
合計	111	17	128

※ 平成26年4月現在

認可保育所の待機児童数は、平成26年4月時点で128人となっています。待機児童数を、年齢別、認可保育所が所在する地域別の内訳で見ると、0~2歳、北部の認可保育所で待機児童が多く発生しています。

(2) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと、提供体制の確保の内容及びその実施時期

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望と、計画期間の児童人口推計に基づき、量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の量の見込み（目標事業量）は、1号認定（幼稚園や認定こども園を利用）が3,594人、2号認定に相当するものの教育利用（幼稚園、認定こども園を利用）が想定されるニーズ量を690人、2号認定（保育事業を利用）が1,405人、3号認定が1,474人と推計しました。

待機児童数が多く発生している3号認定子ども（0~2歳）の計画期間中の保育利用率（0~2歳の子ども全体に占める3号認定の量の見込み）の目標値は以下のとおりです。

図表 38 3号認定子どもに関する保育利用率の目標値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育利用率 目標値	19.9%	21.4%	22.8%	24.3%	25.9%

設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育の確保について次の方向性により取り組みます。なお、本計画での教育・保育の確保の内容については、学校教育法や児童福祉法等による認可基準を満たし、かつ、子ども・子育て支援法による確認を受けた施設（特定教育・保育施設）及び事業（特定地域型保育事業）、また、確認を受けない私立幼稚園、一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設とします。

教育ニーズに対する確保方策

- 市内の私立幼稚園における在籍園児数が認可定員数を下回っていることから、新制度に移行する施設の利用定員を鑑みても、おおむねニーズは充足するものと考えられます。
- 今後も私立幼稚園に対しては、新制度へ移行するよう、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

保育ニーズに対する確保方策

- 「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末に向けて、認可保育所の整備を進めるとともに、認可外保育施設の認可保育所もしくは小規模保育施設への移行により、入所定員数の拡大を図ります。また、児童の送迎など、様々な手法についても検討し、待機児童の解消に努めます。
- 市が定める基準を満たす認可外保育施設に対する本市独自の保育料補助制度により、認可保育所以外での保育の受入先を確保します。
- 家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業への新たな事業者による参入については、需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき設置していきます。

① 全市

図表 39 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(全市)

	平成27年					平成28年					平成29年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	3,618	614	1,370	214	1,003	3,642	637	1,388	225	1,064	3,671	660	1,409	238	1,095
確保方策合計 (b)		4,312	1,753	299	1,107		4,288	1,789	316	1,152		4,341	1,789	319	1,168
特定教育・保育施設		974	1,567	237	872		974	1,735	274	996		974	1,789	283	1,023
確認を受けない幼稚園		3,338					3,314					3,367			
特定地域型保育事業				5	22				15	39				18	55
認可外保育施設			186	57	213			54	27	117			0	18	90
差引 (c=b-a)		+80	+383	+85	+104		+9	+401	+91	+88		+10	+380	+81	+73

図表 40 計画期間における認可保育所の整備予定

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	備考
北部			整備	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 50 名定員 1 ヶ所
中部			整備	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 40 名定員 1 ヶ所
南部	整備	○	○	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 50 名定員 1 ヶ所

図表 41 計画期間における小規模保育施設の整備予定

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	備考
北部			整備	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 19 名定員 1 ヶ所
南部		整備	○	○	○	● 対象は 0～2 歳 ● 19 名定員 1 ヶ所

平成30年					平成31年					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳	
3,627	674	1,406	252	1,151	3,594	690	1,405	262	1,212	量の見込み (a)
	4,339	1,789	337	1,238		4,341	1,789	337	1,238	確保方策合計 (b)
	974	1,789	301	1,095		974	1,789	301	1,095	特定教育・保育施設
	3,365					3,367				確認を受けない幼稚園
			36	143				36	143	特定地域型保育事業
		0	0	0			0	0	0	認可外保育施設
	+38	+383	+85	+87		+57	+384	+75	+26	差引 (c=b-a)

② 教育・保育提供区域別

北部

図表 42 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(北部)

	平成27年					平成28年					平成29年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳
量の見込み (a)	1,627	264	610	112	491	1,680	283	636	121	532	1,725	301	659	131	554
確保方策合計 (b)		1,964	915	164	580		1,964	951	171	585		2,027	951	171	585
特定教育・保育施設		309	789	128	457		309	897	146	511		309	951	155	538
確認を受けない幼稚園		1,655					1,655					1,718			
特定地域型保育事業				0	0				10	17				10	17
認可外保育施設			126	36	123			54	15	57			0	6	30
差引 (c=b-a)		+73	+305	+52	+89		+1	+315	+50	+53		+1	+292	+40	+31

中部

図表 43 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(中部)

	平成27年					平成28年					平成29年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳
量の見込み (a)	1,082	207	448	73	308	1,067	211	447	75	323	1,061	216	449	78	332
確保方策合計 (b)		1,293	528	93	360		1,278	528	93	360		1,278	528	93	360
特定教育・保育施設		530	468	73	266		530	528	82	296		530	528	82	296
確認を受けない幼稚園		763					748					748			
特定地域型保育事業				2	16				2	16				2	16
認可外保育施設			60	18	78			0	9	48			0	9	48
差引 (c=b-a)		+4	+80	+20	+52		+0	+81	+18	+37		+1	+79	+15	+28

南部

図表 44 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(南部)

	平成27年					平成28年					平成29年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳
量の見込み (a)	909	143	312	29	204	895	143	305	29	209	885	143	301	29	209
確保方策合計 (b)		1,055	310	42	167		1,046	310	52	207		1,036	310	55	223
特定教育・保育施設		135	310	36	149		135	310	46	189		135	310	46	189
確認を受けない幼稚園		920					911					901			
特定地域型保育事業				3	6				3	6				6	22
認可外保育施設			0	3	12			0	3	12			0	3	12
差引 (c=b-a)		+3	-2	+13	-37		+8	+5	+23	-2		+8	+9	+26	+14

平成30年					平成31年					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳	
1,745	317	674	141	592	1,754	332	685	153	634	量の見込み (a)
	2,066	951	184	639		2,095	951	184	639	確保方策合計 (b)
	309	951	165	578		309	951	165	578	特定教育・保育施設
	1,757					1,786				確認を受けない幼稚園
			19	61				19	61	特定地域型保育事業
		0	0	0			0	0	0	認可外保育施設
	+4	+277	+43	+47		+9	+266	+31	+5	差引 (c=b-a)

平成30年					平成31年					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳	
1,040	218	446	82	346	1,016	220	441	81	360	量の見込み (a)
	1,263	528	98	376		1,236	528	98	376	確保方策合計 (b)
	530	528	90	328		530	528	90	328	特定教育・保育施設
	733					706				確認を受けない幼稚園
			8	48				8	48	特定地域型保育事業
		0	0	0			0	0	0	認可外保育施設
	+5	+82	+16	+30		+0	+87	+17	+16	差引 (c=b-a)

平成30年					平成31年					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳		教育 利用	保育 利用	0歳	1・2 歳	
842	139	286	29	213	824	138	279	28	218	量の見込み (a)
	1,010	310	55	223		1,010	310	55	223	確保方策合計 (b)
	135	310	46	189		135	310	46	189	特定教育・保育施設
	875					875				確認を受けない幼稚園
			9	34				9	34	特定地域型保育事業
		0	0	0			0	0	0	認可外保育施設
	+29	+24	+26	+10		+48	+31	+27	+5	差引 (c=b-a)

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

① 事業の概要

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。子ども・子育てに関する総合窓口として、平成27年度に開始する新規事業です。

② 量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう体制の整備を図っていきます。また、子育て家庭に寄り添い、ニーズに合った相談・助言を行うことができるよう、本市の幼児期の教育・保育の実施状況や地域の子育て支援事業を熟知した人材を育成していきます。そのため計画初年度である平成27年度は、市保健福祉センターの保育入所担当窓口への設置を行うことを目標とします。平成28年度に地域子育て支援拠点である子育て支援センターで試験的に実施し、子育て家庭の身近な場所で行うことを目指します。平成29年度に北部のこども〜るつきみ野で実施することを目標とします。

図表 45 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (か所)	1	2	3	3	3
確保方策 (か所)	1	2	3	3	3



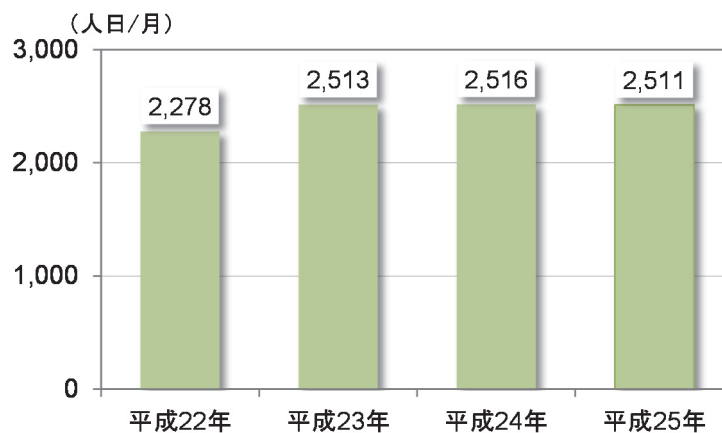
(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0～2歳の子どもとその保護者を対象としています。

本市では、子育て支援センター、こども～る鶴間、こども～るつきみ野の3か所で実施しています。平成25年度は、市内3か所の合計で月に延べ2,511人日の利用がありました。地域子育て支援拠点1ヶ所の1日あたりの平均延べ利用人数は30人程度となっています。

図表 46 地域子育て支援拠点の利用実績の推移



② 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から利用希望者の比率が約1.89倍に増加することが見込まれることから、児童人口推計による子どもの数の減少を考慮しても、量の見込みが大きく増加することを見込んでいます。計画最終年である平成31年度の月あたり利用延べ回数を4,310人日と推計しました。

市内3か所で実施していますが、こども～るが南部で事業展開を行っていないことから、新規開設を検討します。計画期間中に市内4か所での実施を目指し、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集える拠点づくりを推進します。

図表 47 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人数)	3,111	3,411	3,710	4,010	4,310
確保方策 (か所)	4	4	4	4	4

(3) 一時預かり事業

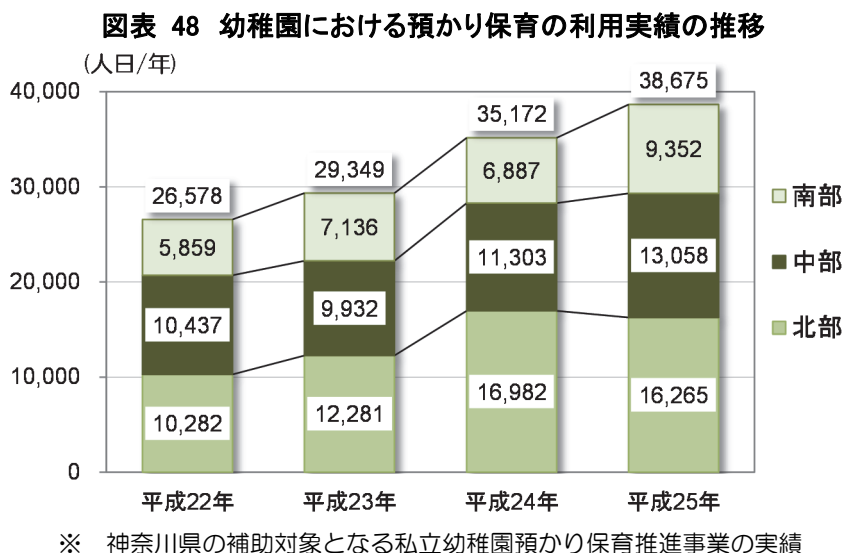
保護者の急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時的に子どもを預かる事業です。一時預かりのニーズに対応する事業として、「幼稚園における預かり保育」と「保育所における一時預かり」があります。

(3)-1 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育）

① 事業の概要

保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園在園児について、主として幼稚園の教育標準時間終了後に一時的に預かる事業です。幼稚園の在園児を対象とする預かり保育としては、神奈川県が実施する私立幼稚園預かり保育推進事業、平成27年度から新たに市が委託する一時預かり事業、各幼稚園が独自に実施する預かり保育があります。

神奈川県が実施する私立幼稚園預かり保育推進事業は、平成25年度末時点で北部の7園、中部の5園、南部の3園が実施しています。また、平成26年度から、市内すべての幼稚園17園が預かり保育を実施しています。幼稚園預かり保育の利用実績は年々増加しており、平成25年度における神奈川県私立幼稚園預かり保育推進事業の年間の利用実績は38,675人日となっています。



② 量の見込みと確保方策

平成22年から平成25年の幼稚園預かり保育利用実績の伸び率と、計画期間の幼稚園利用者の見込み数に基づき、計画期間の幼稚園における預かり保育の量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の利用延べ回数を75,262人日と推計しました。

量の見込みが利用実績を大きく上回っていますが、希望する在園児が利用できるよう、神奈川県私立幼稚園推進事業の実施の推進や、地域子ども・子育て支援事業を活用した私立幼稚園への一時預かり事業の委託により、確保に努めていくことを目標とします。

(ア) 全市

図表 49 幼稚園における預かり保育の量の見込みと確保方策(全市)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	61,811	65,658	69,668	72,326	75,262
確保方策 (b) (人日)	61,811	65,658	69,668	72,326	75,262
(か所)	17	17	17	17	17
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(イ) 北部

図表 50 幼稚園における預かり保育の量の見込みと確保方策(北部)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	26,882	29,609	32,317	34,681	36,894
確保方策 (b) (人日)	26,882	29,609	32,317	34,681	36,894
(か所)	8	8	8	8	8
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(ウ) 中部

図表 51 幼稚園における預かり保育の量の見込みと確保方策(中部)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	16,989	17,455	18,052	18,385	18,654
確保方策 (b) (人日)	16,989	17,455	18,052	18,385	18,654
(か所)	5	5	5	5	5
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(エ) 南部

図表 52 幼稚園における預かり保育の量の見込みと確保方策(南部)

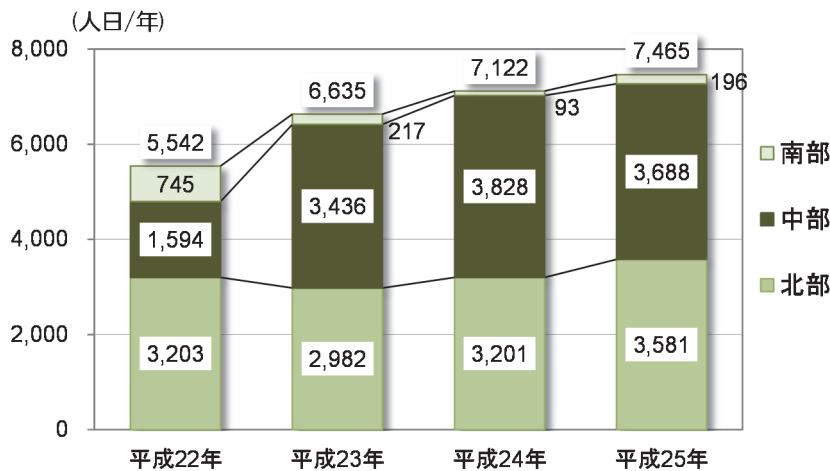
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	17,940	18,594	19,299	19,260	19,714
確保方策 (b) (人日)	17,940	18,594	19,299	19,260	19,714
(か所)	4	4	4	4	4
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(3)-2 一時預かり事業（保育所における一時預かり）

① 事業の概要

保育所における一時預かりは、0～5 歳児を対象としています。保護者の用事や就労等、家庭において保育を受けることが一時的又は断続的に困難となった乳幼児について、主として昼間に市内の保育所で一時的に預かる事業です。平成 25 年度末時点で、市内の保育所 20 園（北部 9 園、中部 6 園、南部 5 園）で実施しています。保育所における一時預かりの利用実績は増加傾向にあり、平成 25 年度の年間利用実績は延べ 7,465 人日となっています。

図表 53 保育所における一時預かり事業の利用実績の推移



② 量の見込みと確保方策

平成 22 年から平成 25 年における一時預かり事業の利用実績の伸び率と、計画期間の児童人口推計に基づき、保育所における一時預かり事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である平成 31 年度の利用延べ回数を 10,621 人日と推計しました。

認可保育所の新設や、認可外保育施設の認可保育所等への移行に伴い、一時預かりの受け入れ枠が増加するよう努めます。また、待機児童数の推移にあわせて、保育所の空き定員枠を活用した一時預かりの受入を検討していきます。

(ア) 全市

図表 54 保育所における一時預かりの量の見込みと確保方策(全市)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	8,630	9,194	9,686	10,156	10,621
確保方策 (b) (人日)	8,630	9,194	9,686	10,156	10,621
(か所)	34	39	39	43	43
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(イ) 北部

図表 55 保育所における一時預かりの量の見込みと確保方策(北部)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	3,835	4,168	4,448	4,746	5,074
確保方策 (b) (人日)	3,835	4,168	4,448	4,746	5,074
(か所)	18	21	21	23	23
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(ウ) 中部

図表 56 保育所における一時預かりの量の見込みと確保方策(中部)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	2,812	2,953	3,086	3,198	3,283
確保方策 (b) (人日)	2,812	2,953	3,086	3,198	3,283
(か所)	10	11	11	13	13
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(エ) 南部

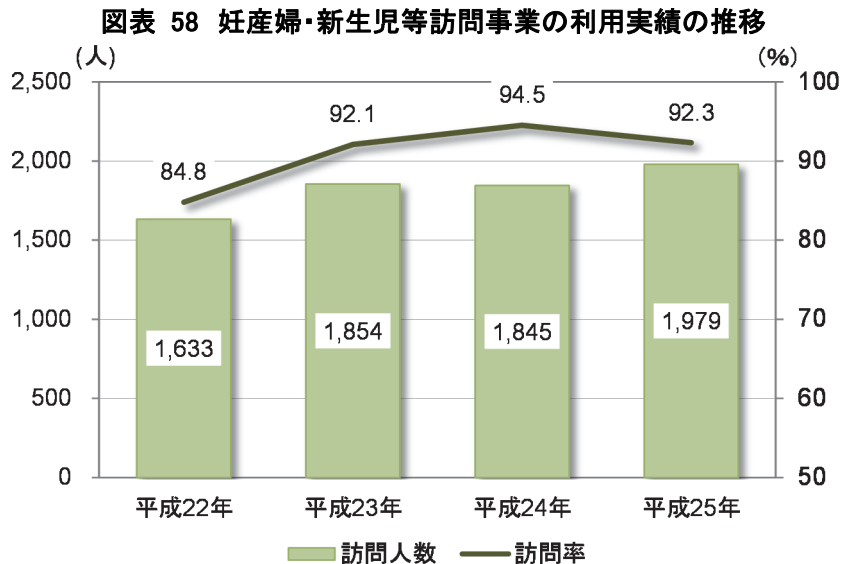
図表 57 保育所における一時預かりの量の見込みと確保方策(南部)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人日)	1,983	2,073	2,152	2,212	2,264
確保方策 (b) (人日)	1,983	2,073	2,152	2,212	2,264
(か所)	6	7	7	7	7
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(4) 妊産婦・新生児等訪問事業

① 事業の概要

妊産婦・新生児等訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行い、必要な子育て支援サービスにつなげる事業です。平成25年度の訪問人数は1,979人で、訪問率は92.3%となっています。



② 量の見込みと確保方策

計画期間の0歳児の児童人口推計に基づき、妊産婦・新生児等訪問事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の訪問人数の見込みを1,760人と推計しました。

出生数の減少が見込まれますが、現行体制を維持し、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

図表 59 妊産婦・新生児等訪問事業の量の見込みと確保方策

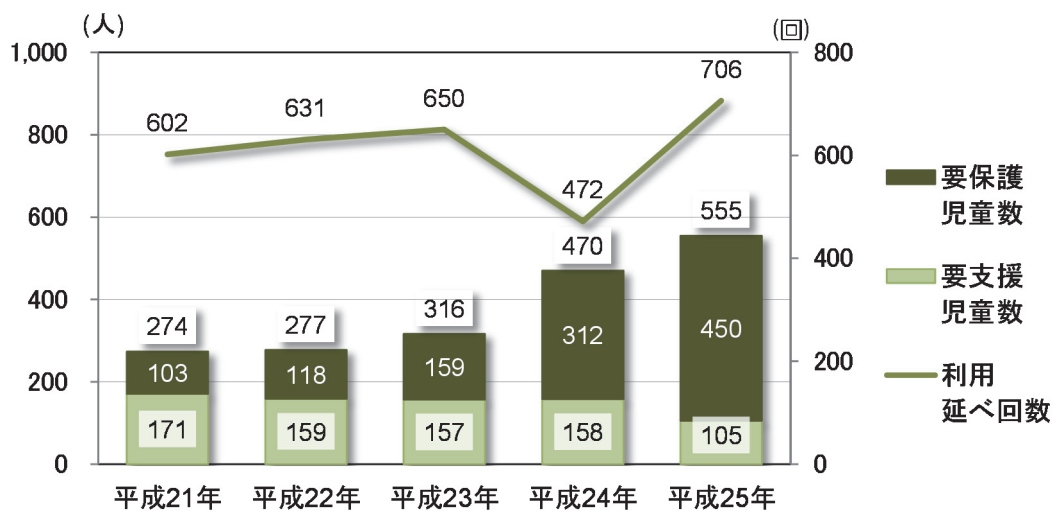
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(人数)	1,876	1,844	1,824	1,803	1,760
確保方策	実施体制 (人)	市常勤職員（保健師11名・管理栄養士1名）に加え、助産師等の非常勤職員を確保し、全戸訪問を行います。				
	実施機関	市直営で実施します。				

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

① 事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、臨床心理士、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。平成25年度の利用延べ回数は706回でした。また、要保護児童地域対策協議会を設置し、子どもの適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を平成25年度は15回開催しています。事業の対象者である要支援児童と要保護児童の合計人数は増加傾向にあります。

図表 60 要支援児童数と要保護児童数の推移



※ 平成24年度に要保護児童の対象者の定義を広げたため、対象者数が大きく増加した

② 量の見込みと確保方策

平成21年から平成23年における要支援児童数、要保護児童数の伸び率と、計画期間の児童人口推計に基づき事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の事業の対象人数の見込みを631人と推計しました。

各家庭の状況により必要とする支援が異なるため、要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して家庭環境等の把握に努め、的確な支援が実施できる体制を状況に応じて整備します。

図表 61 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会
その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人数)	580	596	608	619	631
確保方策 実施体制	専門的相談支援は、市の職員（臨床心理士、保育士等）、育児・家事援助については、訪問派遣事業所のヘルパー等の人員を確保し、訪問支援を行います。				
実施機関	市で実施します。				
委託団体等	大和市と契約締結している訪問員派遣事業所				

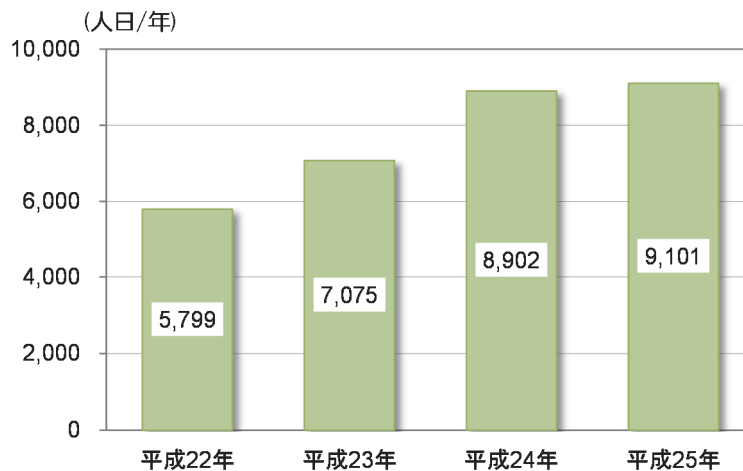
(6) ファミリーサポートセンター事業

① 事業の概要

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）、援助を行うことを希望する方（支援会員）、支援会員と依頼会員の両方に登録した方（両方会員）とが互いに助け合う活動です。市は活動に関する連絡、調整を行います。依頼会員の対象者は、生後3か月から小学生3年生までの子どもの保護者です。

平成26年3月末時点で、支援会員112人、依頼会員706人、両方会員6人がファミリーサポートセンター事業に登録しています。平成25年度は年間で延べ9,101人日の利用がありました。

図表 62 ファミリーサポートセンター事業の利用実績の推移



※ 平成23年9月末までの実績は、「子育てサポート事業」
平成23年10月以降の実績はファミリーサポートセンター事業の実績

② 量の見込みと確保方策

平成22年から平成25年における事業の利用実績の伸び率と、計画期間の児童人口推計に基づき、ファミリーサポートセンター事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の利用延べ回数を14,726人日と推計しました。

利用実績に対してニーズ量が大きいことから、支援会員や両方会員を増やし、事業を拡充することが必要であるため、ホームページ、チラシ等の広報媒体を用い、会員拡充に向けた利用促進のための周知を行います。また、利用者のニーズや実績を把握し、相互援助活動が活発に行われるようセンター機能の充実を図ります。

図表 63 ファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a) (人日)	11,145	12,138	13,028	13,884	14,726
確保方策 (b) (人日)	11,145	12,138	13,028	13,884	14,726
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

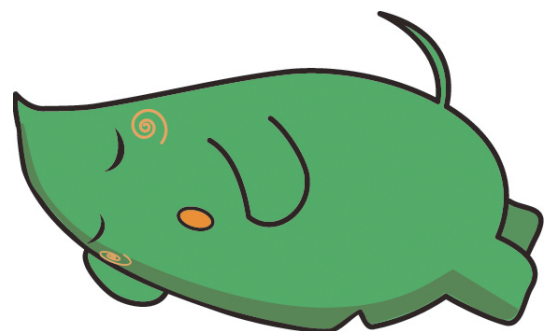
子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。本市では実施していない事業です。

② 量の見込みと確保方策

ニーズ調査による子育て短期支援事業の利用実績に基づき、量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の事業の年間の利用延べ日数の見込みを122人日と推計しました。市内に活用可能な施設がないため、他市の既存施設の活用等を検討します。

図表 64 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人日)	129	128	126	124	122
確保方策 (b)	(人日)	0	0	0	0	0
	(か所)	0	0	0	0	0
差引 (c=b-a)		—	—	—	—	—

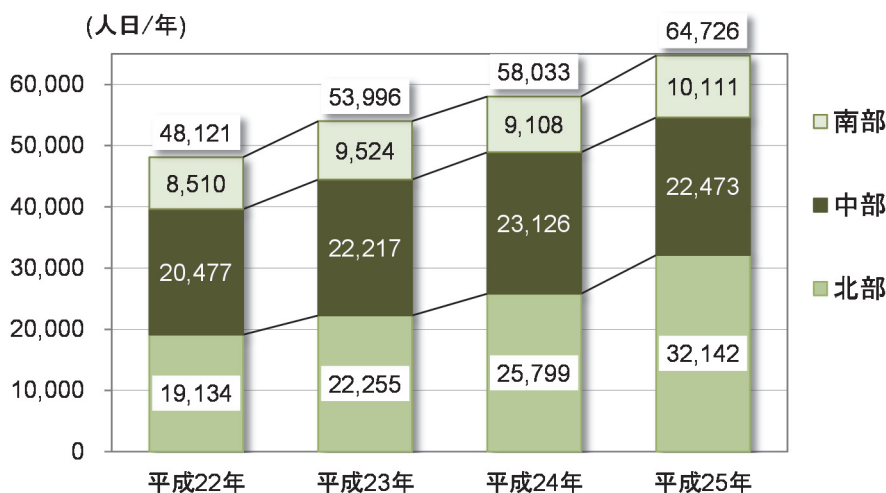


(8) 延長保育事業

① 事業の概要

延長保育事業は、保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。平成 25 年度末時点で、北部 9 園、中部 6 園、南部 3 園の認可保育所で実施しています。延長保育事業の利用実績は増加傾向にあり、平成 25 年度の年間利用延べ回数は 64,726 人日、平成 26 年 3 月の利用者数は 880 人となっています。

図表 65 保育所における延長保育事業の利用実績の推移



② 量の見込みと確保方策

ニーズ調査で 18 時以降の保育事業の利用を希望する比率と、計画期間の児童人口推計に基づき、延長保育事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である平成 31 年度の利用人数を 2,239 人と推計しました。

延長保育を実施している保育所の在園児童については、全ての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて、必要な延長保育を受けることができる状況にあり今後も同様に継続される見込みです。認可保育所の新設や、認可外保育施設の認可保育所等への移行に伴い、保育の受け皿が増えることから、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます。

(ア) 全市

図表 66 延長保育事業の量の見込みと確保方策(全市)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人数)	2,027	2,087	2,136	2,186	2,239
確保方策 (b) (人数)	2,027	2,087	2,136	2,186	2,239
(か所)	32	37	37	41	41
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(イ) 北部

図表 67 延長保育事業の量の見込みと確保方策(北部)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	920	968	1,006	1,050	1,097
確保方策 (b)	(人数)	920	968	1,006	1,050	1,097
	(か所)	18	21	21	23	23
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ウ) 中部

図表 68 延長保育事業の量の見込みと確保方策(中部)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	662	672	682	691	696
確保方策 (b)	(人数)	662	672	682	691	696
	(か所)	10	11	11	13	13
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(エ) 南部

図表 69 延長保育事業の量の見込みと確保方策(南部)

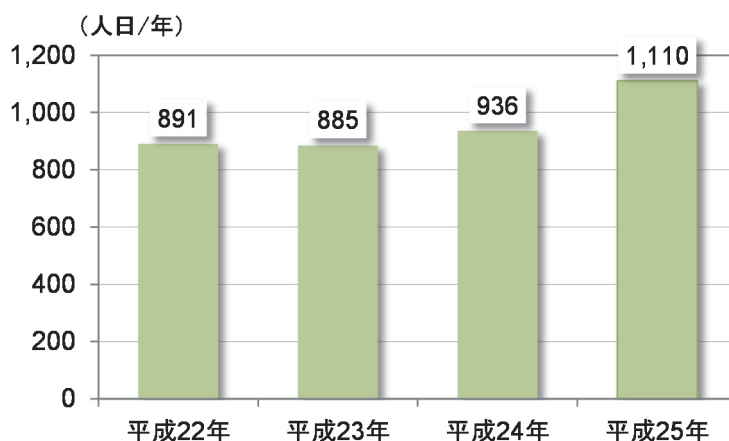
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	445	447	448	445	446
確保方策 (b)	(人数)	445	447	448	445	446
	(か所)	4	5	5	5	5
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

① 事業の概要

病児保育事業は、病期中または病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。平成 25 年度末時点で、市内 2 か所で実施しています。平成 25 年度は、年間で延べ 1,110 人日の利用がありました。

図表 70 病児保育事業の利用実績の推移



② 量の見込みと確保方策

平成 22 年から平成 25 年における病児保育事業の利用実績の伸び率と、計画期間の児童人口推計に基づき、病児保育事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である平成 31 年度の利用人数を 1,455 人と推計しました。

利用実績に対してニーズ量が大きい一方で、受け入れ定員枠に対する施設の稼働状況に余裕があることから、ホームページ等の広報媒体や、利用者支援事業を通じて、利用促進のための周知を図っていきます。また、利用者のニーズや実績を把握し、本市の実情に即した事業手法の検討を進めます。

図表 71 病児保育事業の量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a) (人数)	1,240	1,302	1,355	1,405	1,455
確保方策 (b) (人数)	1,240	1,302	1,355	1,405	1,455
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

(10) 放課後児童クラブ事業

① 事業の概要

放課後児童クラブ事業は、保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。平成25年度末時点で、20か所（公営17か所、民営3か所）で実施しています。

② 量の見込みと確保方策

19の市立小学校区ごとに小学生の保護者を対象とした「放課後児童クラブ運営についてのアンケート調査」を実施し、アンケート結果による利用希望率と、計画期間の児童人口推計に基づき、放課後児童クラブへの入会を希望する量の見込みを推計しました。

計画初年度である平成27年度については、対象年齢の拡大に伴い、入会を希望する児童が大きく増加することが見込まれ、児童の居室確保が必要であると考えられます。学校の余裕教室や民間活力を活用し、すべての児童の受け入れが可能となるよう関係機関等と調整し、4か所の増設を目標に、居室確保を図っていきます。

平成28年度以降は、放課後児童クラブの利用状況や利用希望をふまえ、放課後児童を対象とした放課後子ども教室などの各事業を融合するなど、本市の実情に即した事業手法の検討を進め、平成31年度までに全小学校区において、全ての児童が放課後に安全に過ごせ、保護者が安心できる児童の居場所を必要に応じて、柔軟に利用できる一体的な事業の実施を目標とします。

(ア) 全市

図表 72 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(全市)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (a)	(人数)	1,521	1,537	1,553	1,550	1,539
確保方策 (b)	(人数)	1,521	1,537	1,553	1,550	1,539
	(か所)	24	24	24	24	24
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(イ) 北大和小学校

図表 73 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(北大和小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	130	132	129	136	141
確保方策 (b)	(人数)	130	132	129	136	141
	(か所)	3	3	3	3	3
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ウ) 林間小学校

図表 74 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(林間小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	102	111	110	110	110
確保方策 (b)	(人数)	102	111	110	110	110
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(エ) 大和小学校

図表 75 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大和小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	148	147	147	142	141
確保方策 (b)	(人数)	148	147	147	142	141
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(オ) 草柳小学校

図表 76 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(草柳小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	70	64	59	56	56
確保方策 (b)	(人数)	70	64	59	56	56
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(カ) 深見小学校

図表 77 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(深見小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	68	67	72	70	72
確保方策 (b)	(人数)	68	67	72	70	72
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(キ) 桜丘小学校

図表 78 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(桜丘小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	49	49	50	46	51
確保方策 (b)	(人数)	49	49	50	46	51
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ク) 渋谷小学校

図表 79 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(渋谷小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	77	82	81	86	85
確保方策 (b)	(人数)	77	82	81	86	85
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ケ) 西鶴間小学校

図表 80 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(西鶴間小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	94	97	97	98	100
確保方策 (b)	(人数)	94	97	97	98	100
	(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(コ) 緑野小学校

図表 81 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(緑野小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	118	125	141	136	132
確保方策 (b)	(人数)	118	125	141	136	132
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(カ) 上和田小学校

図表 82 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(上和田小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	46	44	43	43	38
確保方策 (b)	(人数)	46	44	43	43	38
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(シ) 柳橋小学校

図表 83 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(柳橋小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	77	78	80	79	81
確保方策 (b)	(人数)	77	78	80	79	81
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ス) 南林間小学校

図表 84 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(南林間小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	84	82	83	82	81
確保方策 (b)	(人数)	84	82	83	82	81
	(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(セ) 福田小学校

図表 85 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(福田小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	66	61	58	59	56
確保方策 (b)	(人数)	66	61	58	59	56
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ソ) 大野原小学校

図表 86 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大野原小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	88	86	85	86	85
確保方策 (b)	(人数)	88	86	85	86	85
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(タ) 下福田小学校

図表 87 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(下福田小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	57	54	53	52	50
確保方策 (b)	(人数)	57	54	53	52	50
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(チ) 大和東小学校

図表 88 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大和東小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	56	60	63	66	64
確保方策 (b)	(人数)	56	60	63	66	64
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ツ) 文ヶ岡小学校

図表 89 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(文ヶ岡小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	66	69	74	76	72
確保方策 (b)	(人数)	66	69	74	76	72
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(テ) 中央林間小学校

図表 90 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(中央林間小学校)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	76	78	81	78	78
確保方策 (b)	(人数)	76	78	81	78	78
	(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(ト) 引地台小学校

図表 91 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(引地台小学校)

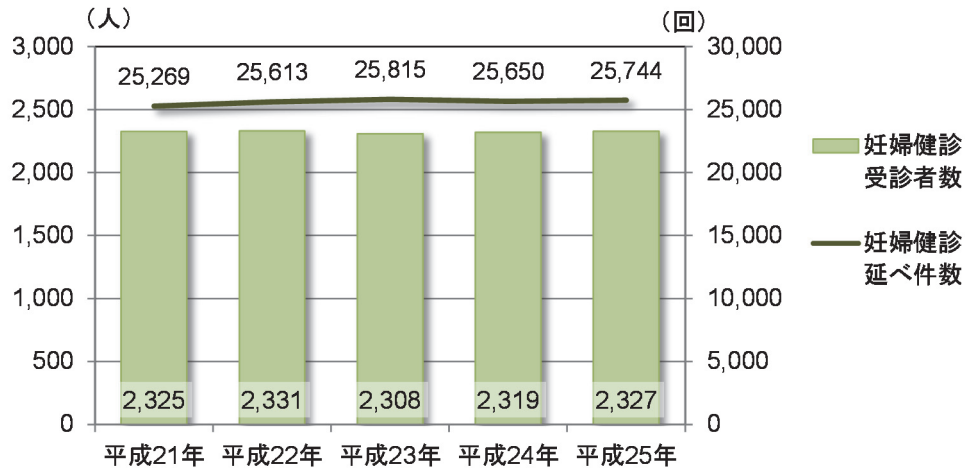
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (a)	(人数)	49	51	47	49	46
確保方策 (b)	(人数)	49	51	47	49	46
	(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

① 事業の概要

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠出産に資するために適切な健診を行う事業です。市では14回までの公費助成を行っています。平成25年度は2,327人を対象に25,744回の妊婦健康診査の公費助成を行いました。

図表 92 妊婦健康診査の利用実績の推移



② 量の見込みと確保方策

計画期間の0歳児の児童人口推計に基づき、一人あたりの公費助成を上限の14回として量の見込みを推計しました。計画最終年である平成31年度の妊婦健康診査の対象者数は2,057人、健診延回数28,798回と推計しました。

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保し、標準的な妊婦健康診査回数である14回分の健診費用の一部を助成します。また、妊婦が自身の健康診査を通じ、健康づくりへの意識を高め、生まれてくる子どもの健康増進につながるよう健診の機会を確保します。

図表 93 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

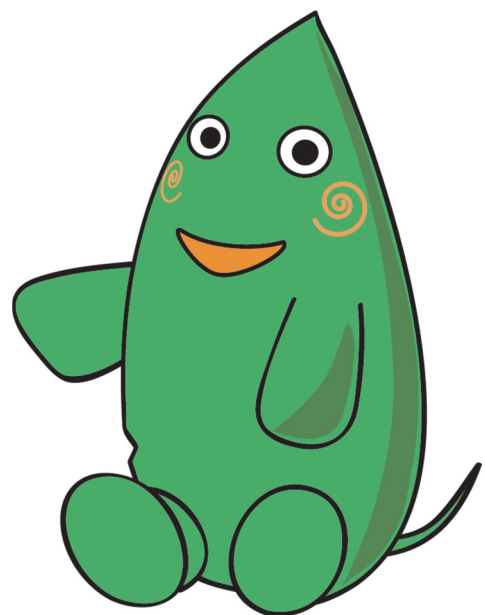
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人数)	2,147	2,124	2,099	2,050	2,057
(健診延べ回数)	30,058	29,736	29,386	28,700	28,798
確保方策 実施場所	妊婦健康診査が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が審査支払事務を委託している神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関 ● 直接委託契約している助産院 ● その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応 				
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる ● 市が定める健康診査の内容 				
実施時期	妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				

(1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

(1 3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。



6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全ての子どもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

そこで、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容として、次のように取り組んでいきます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、保護者から高い関心を寄せられており、待機児童の解消にも有効な施策であると捉えています。そのため既存施設には、移行に向けて必要となる情報提供を行うとともに、施設設置者の意向や待機児童の状況及び保護者のニーズ等をふまえながら、認定こども園への移行について適宜働きかけていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項

現在、市内の認可保育所及び私設保育施設の保育士を対象に研修会を年2回開催していることから、今後は幼稚園教諭と保育士の共通テーマを設定することで、幼稚園教諭も参加しやすい研修会を検討していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めています。

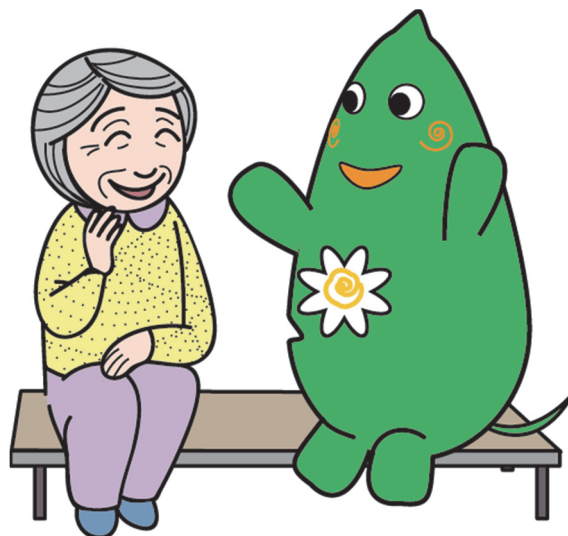
また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じていきます。

さらに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の内容に則り、各施設が適切な教育・保育を提供しているかについて指導監督を行うことで、質の高い教育・保育の確保に努めていきます。

(4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

教育・保育施設の設置者に対して、地域型保育事業の実施内容等を周知していくことで制度について理解を深めていただくとともに、情報交換会等を開催することで、連携を図りやすい体制を構築していきます。

現在実施している幼保小連携連絡会を通じて、今後も子どもに対する情報の共有を図るとともに、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士が相互に施設を訪問できるような体制を構築していきます。特に保育所に通園している子どもが、スムーズに児童クラブを利用できるよう入会手続きの統一化、施設の事前見学の実施、保育士と児童クラブ指導員との交流、子どもの生育情報の伝達等を行うことで、継続した支援を実施していきます。



7 その他の事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- **1・2歳の保育定員の増加**：保護者が産後の休業や育児休業後の希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設を利用することができるよう特定教育・保育施設の計画的な整備に取り組みます。
本市のニーズ調査結果によると、育児休業制度を利用した母親で「希望する保育所に入るため」に育児休業期間を短縮して職場に復帰している状況がみられました。「0歳でないと保育所に入所できない」という現状を変えるためにも1・2歳の保育定員の増加について検討していきます。
- **保育所の入所選考基準における配慮**：産後休業や育児休業からの職場復帰時に保育所等を円滑に利用することができるよう、保育所の入所選考基準における優先順位を高く設定します。
- **利用者支援事業による相談体制の充実**：保護者に対して特定教育・保育施設等に係る相談や情報提供を十分に行うために、子育て支援センター、つどいの広場「こども〜る」や市立保育所など、子育て家庭の身近な場所で、気軽に相談が行えるような環境を整えていきます。
- **市ホームページによる情報提供の充実**：市ホームページの充実や子育て情報誌の発行により情報提供の充実に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

- **養育支援の必要な家庭の早期把握**：各種健康診断や乳幼児家庭への全戸訪問等の実施により、妊娠、出産及び育児において養育を必要とする子どもや家庭を早期に把握します。また、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業などの適切な支援につなげていきます。
- **関連機関との連携**：定期的（月1回）に県中央児童相談所の職員と情報交換を行うことで、県と連携して子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
要保護児童対策地域協議会が中心となり、地域の関係機関相互の連携を図ることで、子どもに関する情報や対応方針の共有を図ります。
望まない妊娠は虐待につながる恐れが高いことから、県厚木保健福祉事務所が実施する「妊娠SOSやまと」との連携を図ります。
- **相談員の資質向上**：県が実施する相談員等を対象とした講習会等に参加することで、相談員の資質向上に努めます。
- **県の実施する社会的養護施策との連携**：県が実施する里親の募集や支援の事業について、市の広報誌への掲載や啓発活動等による連携を図ります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

- **県の実施するひとり親家庭の自立支援施策との連携**：県が所管する「母子・父子・寡婦福祉資金」について、市の広報誌で周知するとともに、母子・父子自立支援員が相談窓口において丁寧に制度内容を説明し、ひとり親家庭の生活支援及び子どもの福祉向上を促進します。
- **母子・父子自立支援員の資質向上**：県が実施する母子・父子自立支援員を対象とした講習会等に参加することで、相談員の資質向上に努めます。

③ 障がい児施策の充実等

- **早期発見と早期支援に向けた取り組み**：健康診査は、障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、早期の対応につなげる重要な機会です。妊婦や乳幼児に対する健康診査を推進するとともに、受診率の向上に努めます。さらに、市の専門スタッフによる保育所等への巡回相談をとおして、発達障がい児の早期発見に努めます。
- **年齢や障がいの特性等に応じた専門的な療育の提供**：障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、県との連携による自立支援医療（育成医療）給付のほか、市の専門スタッフや児童福祉法に基づく障害児通所給付により、年齢や障がい等に応じた専門的な療育の提供に努めます。
児童相談所、総合療育相談センター、発達障害者支援センターなど県の機関と連携を取りながら、児童発達支援センターでの地域支援・専門的支援などをとおして、地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援を進めていきます。
- **教育・保育施設を利用しやすい環境づくり**：市児童発達支援センターの専門スタッフにより、特別な支援が必要な子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。また、幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型保育事業並びに放課後児童クラブを運営する者に対して、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れについて働きかけていきます。
- **共生社会の形成に向けた取り組み**：「共生社会」とは、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会です。発達に遅れや心配のある子どもについて、社会的な理解が十分にされていないことから、「こども発達支援シンポジウム」を開催（年1回）し、講演会、実践発表、発達支援に関わる機関の活動を紹介するパネル展示等を行うことで広く周知・啓発を図ります。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- **仕事と子育ての両立支援に関する情報提供**：仕事と生活の調和を推進するために、子育て家庭をはじめとする地域住民に対して市の広報誌での啓発を行います。さらに、保護者を対象とする講座、利用者支援事業などの相談・情報提供事業の機会を活用して、仕事と子育ての両立支援に関する情報提供に努めます。
- **仕事と子育ての両立に関する事業所等への啓発**：仕事と生活の調和を実現のために働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、県や市内の事業所等と連携しながら、雇用環境の基盤整備に努めます。さらに、仕事と生活の調和を推進するために、子育て支援に取り組む企業や民間団体の事例を収集し、その情報の提供に努めます。
- **多様な働き方に対応できる子育て支援の充実**：放課後児童クラブをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることで、多様な働き方に対応できるような子育て支援施策に取り組んでいきます。

